

四日市市職員の期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月 4日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第61号

四日市市職員の期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の期末手当及び勤労手当に関する規則（平成20年四日市市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 条例第60条の2第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職後基準日までの間において次に掲げる者</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員)</p> <p>第2条 条例第60条の2第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p> <p>(2) その退職<u>又は失職</u>の後基準日までの間において次に掲げる者</p> <p>アからエまで (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第14条 条例第60条の5第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p>	<p>(勤勉手当の支給を受ける職員)</p> <p>第14条 条例第60条の5第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。</p> <p>(1) その退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者</p>

(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(総務部人事課)